

犯罪被害者等支援条例に関する ミニシンポジウム

～県が犯罪被害者支援条例（特化条例）を 制定する意義と、制定後の運用の課題～

日時： 令和3年11月1日（月）
13時～16時（開場 12時30分）
場所： 愛知県弁護士会館5階ホール
（オンラインでの参加も可能です。）
【要申込】（先着会場50名、オンライン500名）

犯罪被害者等支援条例（特化条例）の制定が地方公共団体で進められています。都道府県レベルでは、これまでに既に42の都道府県で制定され、愛知県も今年に入り、特化条例制定に向けて動き始め、現在条例案の作成を行っています。

都道府県での特化条例と、市町村での特化条例とで、どのように役割分担をするべきか、また、より広い地域を管轄する都道府県での特化条例で、市町村での特化条例とは異なる役割が期待されるのではないかと、など、県で特化条例を制定する意義と、これからの特化条例制定後の運用の課題について議論するミニシンポジウムを企画しました。是非ご参加下さい。

なお、会場では、NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク「緒あしす」のパネル展もあわせて行います。

～プログラム～

(1) 基調講演

諸澤英道氏（常磐大学元学長、被害者が創る条例研究会メンバー）

－ 休憩 －

(2) パネルディスカッション

諸澤英道氏

三好由里子氏（三重県環境生活部くらし・交通安全課）

松井克幸氏（犯罪被害者遺族）

コーディネーター：今枝隆久（愛知県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長）

【会場案内】

地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」徒歩7分
地下鉄名城線「市役所」徒歩9分



【申込方法】

①会場参加、②オンライン参加、ご希望の参加方法で以下のURLもしくはQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

<URL>

①会場参加

<https://www.aiben.jp/page/event/20211101sien-sympo.html>

②オンライン参加 (zoom)

https://zoom.us/webinar/register/WN_phpX6zROQL2QAcuWRbHqhA

<QRコード>

①会場参加



②オンライン参加 (zoom)



主催：愛知県弁護士会

お問い合わせ：愛知県弁護士会（〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2

電話：052-203-4410）